

一般財団法人日本看護学教育評価機構

ホームページ管理運営規程

2022年12月9日

規程第38号

(目的)

第1条 一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）は、企画運営基本原則第17条に基づき、機構のホームページ（以下、「本機構ホームページ」という。）を適切且つ円滑に管理運営するために必要な事項を定め、評価事業のプラットフォームの提供、および、看護学分野別評価に関する会員・市民・関係団体への情報提供の手段としてコンピュータネットワーク（インターネット・イントラネット）上に公開し、看護学分野別評価の推進・普及に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、原則として本機構がインターネットを通じて提供するホームページのすべてに適用されるものとする。

2 本機構「看護学教育評価システム」等に接続する機構関係者のみを対象としたシステム（イントラネット内部のシステム等）において、当該システムがホームページを介して利用されるものである場合、可能な限りこの規程に準拠するものとする。

(所管)

第3条 本機構ホームページは、広報担当理事が所管し、事務局が管理運営する。

2 本機構の役員及び本機構基本原則等に規定する各部会及び委員会は、本機構ホームページの内容の充実に協力しなければならない。掲載を希望する場合は、広報担当理事に申し出るものとする。

(管理運営)

第4条 次の事項をホームページ管理運営として行う。

- (1) 機構に関する情報提供
- (2) 評価結果に関する情報公開
- (3) 看護学教育プログラムの充実・向上に関する事業についての情報提供
- (4) 官公庁、その他関連団体からの周知依頼事項の情報提供
- (5) 本機構ホームページ用データサーバの管理
- (6) 看護学教育評価システムのバナーの管理
- (7) その他、機構が必要と定める情報の公開

2 広報担当理事は、業務に応じた活動を実施し、定期的に理事会に報告しなければならない。

(掲載および更新)

第5条 ホームページの管理は理事会の監督の下において、別に定めるマニュアルに沿って広報担当理事および事務局が掲載及び更新を行う。

2 広報担当理事及び事務局は、本機構ホームページの運用、更新及び管理に関わる作業の一部を、本機構が契約する管理会社に委託することができる。

(ホームページへのリンク等)

第6条 本機構ホームページへのリンクは別に定めるホームページリンク設定申込書による申請に基づき、広報担当理事が承認の可否を判断する。

(権利の帰属)

第7条 本機構ホームページのコンテンツに関する権利（知的財産権）は機構に帰属する。

(禁止事項)

第8条 ホームページ使用上、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 機構の目的以外に使用すること
- (2) 誹謗中傷、プライバシーを侵害する内容の記事の掲載
- (3) 著作権等の法令に定める権利の侵害
- (4) その他法令及び社会的常識・公序良俗・倫理に反する内容の掲載

2 理事会は、前項の事項の他、倫理的に問題があると判断した場合は、ホームページの掲載の中止を担当者に連絡の上削除することができる。

(安全性の確保)

第9条 ホームページには必要なセキュリティ対策を行うものとする。

2 個人情報に関わるホームページには、必ず暗号化またはそれに代わる対応を行い、個人情報漏洩等の事故が起きないように努めるものとする。

(汚染対策)

第10条 本機構ホームページが、改竄又はウィルスプログラムに汚染された恐れがあることを知り得た会員は、直ちに機構に連絡しなければならない。

2 前項の連絡を受けた事務局は、ウィルスプログラムの排除のいかんにかかわらず、直ちに原因の精査および対応を行い、速やかに広報担当理事に報告しなければならない。

3 ホームページを復旧できなかった場合、広報担当理事は理事長に報告の上、一時的に閉鎖の判断を取ることができる。

4 前項の事態が発生した場合は、理事長および広報担当理事は直ちに会員に通達しなければならない。

(免責事項)

第11条 利用者が本機構ホームページの情報を利用して行ったことによって生じた損害について、本機構は一切の責任を負わないものとする。

(改正)

第12条 この規程の改正は、広報担当理事の発議に基づき、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、2022年12月9日に制定し、同日より施行する。